

○飯塚市議会オンライン委員会運営要綱

令和 年 月 日
議会要綱第 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、飯塚市議会委員会条例(平成 18 年飯塚市条例第 228 号。以下「条例」という。)第 15 条の 2 第 1 項の規定によるオンラインによる方法での委員会(以下「オンライン委員会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(オンライン出席委員の責務)

第 2 条 オンラインにより委員会に出席する委員(以下「オンライン出席委員」という。)は、現に委員会室にいる状態と同等の環境を確保するため、常に映像及び音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を立ち入らせないこと。

(3) オンライン委員会に関係しない映像又は音声が入り込まないようにすること。

2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンラインにより委員会に出席するために必要な経費は、オンライン出席委員の負担とする。

(オンライン委員会の開会)

第 3 条 委員長は、条例第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき必要と認めるときは、オンライン委員会の開会を決定するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長の意見を聴くことができる。

2 委員長は、前項の規定により決定をしたときは、所属委員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

(オンラインによる出席の申請)

第 4 条 委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、委員会開催日の

前日（市の休日に当たるときはその前日）の午後 1 時までには、オンライン出席申請書（別記様式）を委員長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、前項の申請書を提出した委員の委員会室への参集が困難であると認めるときは、これを許可するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長の意見を聴くことができる。

（委員長及び副委員長のオンライン出席の取扱い）

第 5 条 委員長及び副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、開催場所への参集に努めるものとする。

（オンライン出席委員）

第 6 条 委員長は、オンラインにより委員会に出席しようとする委員について、当該委員の映像及び音声を確認することができる場合に限り、条例第 15 条の 2 第 3 項に規定する出席委員と認めるものとする。

（表決の方法等）

第 7 条 委員長は、問題について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員と同時に行うものとする。

- 2 表決宣告の際、前条の状態を確認することができないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。

- 3 オンライン委員会においては、投票で表決をとることができない。

（秩序保持に関する措置）

第 8 条 オンライン出席委員が条例第 22 条第 2 項に規定する状況にあるときは、委員長は、回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

（公述人の発言）

第 9 条 オンラインによる方法で出席する公述人が条例第 26 条第 3 項に規定する状況にあるときは、委員長は、回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

（補則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別紙様式（第 4 号関係）

オンライン出席申請書

年 月 日

委員長
委員会
様

委員名

飯塚市議会オンライン委員会運営要綱第 4 条第 1 項の規定により、委員会
にオンラインにより出席することの許可を求めます。

1 開催日

年 月 日

2 理由

3 メールアドレス（オンライン出席に必要な情報等の送信先）

4 緊急連絡先（通信環境に不具合が生じた際等の連絡先）